

会 議 録

会議の名称	令和4年度 第5回 白岡市都市計画審議会
開催日	令和5年2月13日(月)
開催時間	開会 午後15時00分 閉会 午後15時40分
開催場所	庁舎4階 特別大会議室
議長(会長)の氏名	真鍋 陸太郎
出席者(出席委員)の氏名・出席者数	<p>【1号委員】 関 宏 細井 盛賢 真鍋 陸太郎 弓木 裕一</p> <p>【2号委員】 遠藤 誠 菱沼 あゆ美</p> <p>【4号委員】 井上 由香 高瀬 勉 戸張 好一 松原 功 諸岡 勇一郎</p> <p style="text-align: right;">合計：11名</p>
欠席者(欠席委員)の氏名・欠席者数	<p>進藤 貴一</p> <p style="text-align: right;">合計：1名</p>
幹事の職・氏名	都市整備部長 白田 進 上下水道部長 斎藤 勝 街づくり課長 千葉 智則 建築課長 内田 智也 下水道課長 高垣 秀樹
事務局職員の職・氏名	街づくり課 課長補佐 船木 計 主幹 佐々木 誠 主査 吉野 大輔 主事 川越 沙織 主事 三浦 淳史
傍聴者	0名

<p style="text-align: center;">会 議 次 第</p>	<p>1 開 会 2 あいさつ 3 議 事 日程第1 会議録署名委員の指名について 日程第2 白岡市立地適正化計画（案）に対する パブリックコメントの結果について 諮問事項 日程第3 議案第1号 白岡市立地適正化計画（案）に対する 諮問 4 その他 5 閉 会</p>
<p style="text-align: center;">配 布 資 料</p>	<p>別添のとおり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度 第5回白岡市都市計画審議会 次第 ・白岡市都市計画審議会議席番号図 ・白岡市都市計画審議会委員名簿 ・資料1 白岡市立地適正化計画（案）に対するパブリックコメントの結果について ・議案第1号 白岡市立地適正化計画（案）について ・諮問通知 白岡市立地適正化計画の策定について（諮問）

議 事 の 経 過	
発言者	議題・発言内容・決定事項
佐々木主幹	<p>皆様、こんにちは。</p> <p>定刻となりましたので、白岡市都市計画審議会を開会いたします。</p> <p>本日は、お忙しい中、白岡市都市計画審議会に御出席いただきまして誠にありがとうございます。</p> <p>本日の会議にあたりまして、ただいまの委員の出席状況を申し上げます。</p> <p>本日、進藤委員から欠席の御連絡をいただいておりますので、ただいまの出席状況は、委員11名でございます。</p> <p>したがいまして、白岡市都市計画審議会条例第6条、第2項の規定による定足数に達しておりますので、本日の審議会は成立いたしますことを御報告いたします。</p> <p>また、事務局より1点御連絡がございます。</p> <p>渡辺委員につきまして、令和5年1月15日付けで市議会議員を辞職されました。白岡市都市計画審議会条例第3条第2項において、委員の任期は議員の任期とすると定めがあることから、白岡市都市計画審議会委員の要件を欠くこととなり、委員としての職が解かれましたので御報告いたします。</p> <p>続きまして、開会にあたり、真鍋会長より御挨拶申し上げます。</p>
真鍋会長	(真鍋会長挨拶をなす)
佐々木主幹	続きまして、藤井市長より御挨拶を申し上げます。
藤井市長	(藤井市長挨拶をなす)
佐々木主幹	<p>続きまして、本日の会議資料の確認をさせていただきます。</p> <p>(手元に配布してある配布資料一覧表に基づき確認)</p> <p>続きまして、1点御連絡でございますが、会議におきまして御発言される場合でございますが、お手元にありますマイクのボタンを押すと赤いランプが点灯しますので、その後に御発言いただきますようお願いいたします。</p> <p>なお、本日、会議録作成のため、本市における立地適正化計画の策定業務を行います昭和株式会社と同席しておりますのでよろしくようお願いいたします。</p> <p>それでは、審議会を進めさせていただきます。</p>

	<p>白岡市都市計画審議会条例第6条第1項の規定により、会長に議事を進めていただきたく存じます。 真鍋会長、よろしくお願いいたします。</p> <p>真鍋議長 それでは、お手元の次第に沿いまして進めさせていただきます。 円滑な進行を図るため、委員の皆様の御協力をよろしくお願いいたします。 日程第1「会議録署名委員の指名」を行います。 会議録署名委員については、白岡市都市計画審議会運営規則第5条第2項の規定により、私から2名を指名させていただきます。</p> <p>7番 菱沼 あゆ美 委員 9番 A 由香 委員 以上、お二人にお願いします。</p> <p>次に、本審議会は、白岡市都市計画審議会運営規則第4条により、原則公開となっております。 私といたしましては、本日は非公開とすべき案件はないと思われまので、本日の審議会は全て公開ということで進めさせていただきたいと思いますがいかがでしょうか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>ありがとうございます。 それでは、本日の審議会は全て公開といたします。 本日は、傍聴を希望される方はいらっしゃいますでしょうか。</p>
佐々木主幹	傍聴者はありません。
真鍋議長	<p>それでは、このまま議題に入ります。 日程第2「白岡市立地適正化計画(案)に対するパブリックコメントの結果について」及び日程第3 議案第1号「白岡市立地適正化計画(案)に対する諮問」に移ります。 事務局からの説明を求めます。</p>
吉野主査	それでは、「白岡市立地適正化計画(案)に対するパブリックコメントの結果について」及び議案第1号「白岡市立地適正化計画(案)に対する諮問」について御説明いたします。

お手元の資料1「白岡市立地適正化計画（案）に対するパブリックコメントの結果について」を御覧ください。

令和4年12月5日から令和5年1月5日まで、パブリックコメントを実施し、1名の方から3件の御意見をいただきました。

1つ目の御意見としては、第6次白岡市総合振興計画で記載されている「コンパクトシティのまちづくり」や「コンパクトシティプラスネットワークのまちづくり」の表現を「立地適正化計画で」に記載していない理由はというものです。

御意見に対する考え方としては、立地適正化計画は、総合振興計画に記載されている「コンパクトシティプラスネットワークのまちづくり」を具体化するための計画であるため、計画の内容としては、目的となる「コンパクトシティプラスネットワークのまちづくり」という表現は記載しておりません。

なお、計画書の2ページ序章の策定の背景・目的において「コンパクト＋ネットワーク」の考えによるまちづくりを進めるために、立地適正化計画を策定することを記載しております。

2つ目の御意見としては、「蓮田都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」が上位計画として位置付けられていることについて、上位計画として位置付ける必要があるのかというものでした。

御意見に対する考え方としては、白岡市は、蓮田市とともに、蓮田都市計画区域に指定されており、埼玉県が都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を定めており、都市再生特別措置法においても、立地適正化計画は、総合振興計画と都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即して定めるとされていることから、上位計画として位置付けたものです。

3つ目の御意見として、計画書において、「誘導すべき施設」など「べき」という表現を「誘導する施設」などにした方がよいのではないかとというものです。

御意見に対する考え方としては、都市再生特別措置法において、「誘導すべき施設」等の文言になっていたため、計画においても同様の表現としましたが、計画書の文書としての分かりやすさを考慮し、「誘導する施設」などの表現に見直すこととしました。

パブリックコメントの結果については、以上になります。

続きまして、議案第1号「白岡市立地適正化計画（案）に対する諮問」に

ついて御説明いたします。

お手元の資料「議案第1号 白岡市立地適正化計画（案）について」を御覧ください。

白岡市立地適正化計画（案）につきましては、パブリックコメントの結果などを受けて、修正した箇所について説明をします。

はじめに、2ページ「2 計画の位置付け」を御覧ください。

「蓮田都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」が上位計画であることについて分かりにくい点を考慮し、埼玉県が定める計画であることを表示しました。

続いて、3ページ「3 計画の内容」について、本計画で記載する事項などについて、修正前は、「記載すべき事項」となっていたものを「本計画で記載する事項」と修正しました。

パブリックコメントの結果を受けて、計画書の中の「〇〇すべき」という表現は、全て修正しております。

続きまして、81ページを御覧ください。

都市計画道路の整備率について、67%、77%、83%とありますが、修正前は、それぞれ、67.4%、77.3%、83.1%とあったものを、他の指標と合せまして、小数点については、四捨五入させていただきました。

計画の全体について、改めて確認をさせていただきます。

目次をお開きください。

序章において、立地適正化計画の概要について記載しております。立地適正化計画は、人口減少など将来を見据えて、持続可能なまちづくりを進めるための計画であり、市街化区域内に居住誘導区域と都市機能誘導区域を設定し、都市機能誘導区域に誘導施設を設定し、必要な都市機能を緩やかに誘導するものです。

次に第1章において、市の現況と都市構造上の課題を記載しております。

人口、公共交通、土地利用、都市機能、災害、経済・財政についての現況と課題を整理しております。

21ページをお願いします。

市の現況を踏まえまして、都市構造上の課題として4点、「駅周辺地域におけるエリア価値の向上」、「持続可能な都市経営を図るための人口構造の

改善」、「地域防災力の強化による災害リスクの軽減」、「拠点間の移動を促進する交通手段の充実」を整理しました。

続いて、第2章において、都市構造上の課題を踏まえて、立地適正化計画で目指す将来の姿を定めております。

24ページをお願いします。

立地適正化計画が目指す将来像として、「拠点の魅力と生活利便性の向上により、多世代に選ばれる居住地の形成」を定めております。

次に将来像を達成するために4つの目標を定めております。

1つ目に都市機能誘導の目標として、「多世代が集い、巡り楽しめる都市空間の形成」、2つ目に居住誘導の目標として、「若い世代も魅力を感じる利便性の高い住環境の形成」、3つ目に防災の目標として「自助・共助・公助の力が連携した災害に強い地域づくり」、4つ目に公共交通の目標として、「誰もが拠点に移動できる環境づくり」を定めております。

39ページをお願いします。

立地適正化計画における都市の骨格構造についてです。

拠点としては、中心拠点として白岡駅周辺地域、地域拠点として新白岡駅周辺地域を定めました。

また、交通軸としては、JR宇都宮線を基本とした広域交通軸を設定するとともに、路線バスやのりあい交通により拠点へのアクセスを確保する地域交通軸を設定しました。

続いて、第3章において、誘導区域・誘導施設を設定しております。

42ページをお願いします。

都市の骨格構造で拠点として位置付けた白岡駅周辺地域と新白岡駅周辺地域を都市機能誘導区域に設定しました。

都市機能誘導区域は、医療・福祉・商業等の都市機能を拠点に誘導し、集約することにより、各種サービスの効率的な提供を図る区域になります。

43ページに都市機能誘導区域を示しております。

次に47ページをお願いします。

誘導施設についてです。

誘導施設は、都市機能誘導区域ごとに立地を誘導すべき、医療・福祉・商業などの生活利便の向上に資する機能を持つ施設のことです。

誘導施設は、白丸で示しております、都市機能誘導区域内に既に立地しており維持・拡充を図る施設と、黒丸で示しております、新規に誘導する施設に分類しております。

前回会議からの変更点として、介護福祉機能の地域包括支援センターを高年齢者相談・交流施設に変更しております。

これは、担当課とも協議をし、地域包括支援センターと市が設置する施設に限定せずに、民間の施設でも同様の機能を有する施設を誘導するという趣旨で設定したものです。

次に57ページをお開きください。

居住を誘導する居住誘導区域の設定についてです。

本市では、市街化区域のうち、用途地域で住宅の立地を規制している工業専用地域を除き、また、準工業地域の土地利用の現況が住居系以外の高岩浄水場周辺の区域を除いた区域を居住誘導区域に設定しました。

続いて、第4章、防災指針についてです。

次に70ページをお願いします。

防災指針では、居住誘導区域内における災害リスクを評価し、その上で必要となる防災・減災に資する取組施策を記載しました。

71ページを御覧ください。

地区ごとの課題を踏まえた防災・減災まちづくりに向けた取組方針を定めております。

治水対策の推進、大規模盛土造成地の対策の推進、地震対策の推進、避難・防災体制の充実、災害リスクの周知をそれぞれ定めております。

続きまして、第5章 誘導施策についてです。

74ページをお願いします。

立地適正化計画で目指すべき将来像である「拠点の魅力と生活利便性の向上により、多世代に選ばれる居住地の形成」を実現するために、目標ごとに誘導施策を整理しました。

次に、第6章 計画の推進に向けてについてです。

80ページをお開きください。

第6章では、計画に位置付けている取組の達成状況や効果を評価するための「指標の設定」及び「評価・見直しの方針」について記載しております。

まず「指標の設定」についてでございますが、指標設定の基本的な考え方といたしましては、ページの中段にお示ししております「都市機能誘導の目標」「居住誘導の目標」「防災の目標」及び「公共交通の目標」の4つの目標ごとに指標を設定するとともに、最後に、目標が達成されることによって期待される効果を設定することとしております。

	<p>続いて、84ページを御覧ください。</p> <p>「計画の評価・見直し」についてお示ししております。</p> <p>立地適正化計画は、概ね5年ごとに目標指標の達成状況などの検証・評価を行い、必要に応じて計画の見直しを行うこととされています。</p> <p>このことから、本市の立地適正化計画においてもPDCAサイクルにより計画の適切な進行管理を行っていくこととしております。</p> <p>また、進行管理に当たっては、概ね5年ごとに目標指標の達成状況や誘導施策の進行状況の評価・検証を行い、必要に応じて計画の見直しを行うこととしております。</p> <p>白岡市立地適正化計画（案）の説明については、以上になります。</p> <p>慎重に御審議の上、御決定を賜りますようお願いいたします。</p>
真鍋議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ではこれで「白岡市立地適正化計画（案）に対するパブリックコメントの結果について」と「白岡市立地適正化計画（案）に対する諮問」の説明は終了となります。</p> <p>ではこれら2つの項目をまとめてになりますが、質問等ございますでしょうか。</p> <p>はい、お願いいたします。</p>
A委員	<p>9ページです。「人口密度」の四角の中の3番目に、「市街化調整区域においては」とあります。具体的にこの図でいきますと、市街化調整区域というのは、市街化区域外の所すべて調整区域なのでしょうか。私はその辺りが理解不足なので、御説明をお願いします。</p>
吉野主査	<p>御説明させていただきます。凡例を見ていただきますと、赤い線で囲まれている所が市街化区域になっております。それ以外は市街化調整区域ということになります。よろしく申し上げます。</p>
真鍋会長	<p>今の件についてですが、都市計画区域の市街化区域以外が市街化調整区域というのはもちろん専門家が見ればわかるのですが、白岡市全域が都市計画区域であって、その中の市街化区域がここです、と凡例上に図示した方が良いかもしれないですね。あるいはどこか用語の説明で、市街化区域と市街化調整区域と都市計画区域のE係を記載するなど、工夫されると良いかもしれないですね。</p> <p>ありがとうございます。他にございますでしょうか。お願いいたします。</p>

B委員	<p>20ページの土地利用のところなのですが、内容ではなく書き方について、ここにいる委員の方はおそらく、これを読んですぐわかると思うのですが、こういうことを理解していない方がいることを想定した場合、例えば1番上の1番最初の「新白岡駅周辺や県道さいたま栗橋線沿道周辺などで良好な都市基盤が整備」と、ポジティブなことが書いてあるのですが、ポジティブなことが上から2つ書いてあって、下には若干ネガティブなことが書いてあるのだと思いますが、それに対して想定される問題という事で、上の2点についてもどういう印象を与えるか、少し工夫した書き方をした方がよいのではないかと思います。例えば、良好な都市基盤整備をやると、想定される問題として「都市基盤の有効利用がなされなくなることが懸念」とありますが、相反することですよね。これを委員の方はずっとやっているのではわかると思うのですが、全然知らない人からみると、こういう1番目・2番目のこういうことが考えられるのかということ、間違っって認識される可能性があるのではないかと思いますので、少しこのあたりの書き方を工夫された方がよいのではないかと思います。以上です。</p>
真鍋会長	<p>ありがとうございます。事務局から何かございますでしょうか。</p>
千葉街づくり課長	<p>申し訳ありません、私の理解不足でもう一度お願いできますでしょうか。</p>
B委員	<p>はい。例えば、現状ということで、都市基盤の整備という事が土地利用の欄に書いてあったり、区画整理事業が進行中ということで、まちづくり・コンパクトシティに向けたようなもので事業進行中という事が、将来に渡っての良くなるためのことが進行中な訳で、それに対することで、「想定される問題」のところで、区画整理事業なり都市基盤整備なりが「都市基盤の有効利用がなされなくなることが懸念」と1番上に書いてしまうと、そういった事業もそういった懸念につながるのだと理解する人がいるのではないかと。全く知らない人が読むとそう感じてしまうのではないかとという懸念を、読んでいて感じました。</p>
真鍋会長	<p>今おっしゃられたとおりに、都市基盤が良好で今後区画整理をやるところも、そのまま放っておくと、せっかく作ったり作ろうとしている基盤が有効利用されなくなることが懸念しているという事で、その懸念が起こらないように、では立地適正化ではどうするかという事かと思っておりますので、この記述でよろしいかと私は個人的には思いますが、いかがでしょうか。</p>
B委員	<p>そのような懸念が生じなければ、私も文言や表現についてはなんら疑問はないのですが、例えばあまり知識のない市民の方がこれを読まれた場合に、そこまで理解できるのかなという心配がありました。折角作ったのですか</p>

	ら、市や審議会の委員の方の思いが通じるものをと考え、意見させていただきました。以上です。
千葉街づくり課長	通常の手続で市民説明会やパブリックコメントをさせていただいて、どれだけの市民の方に御覧になっていただけたかは、実際に数はわからないところではありますが、そうした御意見はなかったということで、御質問があれば事務局を通してしっかり説明を尽くしてまいりますので、できればこのままの文言でいかせていただければと思います。
B委員	わかりました。ありがとうございます。
真鍋会長	ありがとうございます。他にございますでしょうか。
C委員	白岡中学校周辺の開発ですが、段々と最初より尻つぼみになってきているという感じがするのですが、そのようなことはないでしょうか。例えばマスタープランには「市街地開発事業等により」とかそういう表現もあるし、その様な手法まで組み込んだ形になっているのですが、最終的な案では白岡中学校周辺は賑わいの拠点とはなっているものの、よくわかりません。
千葉街づくり課長	白岡中学校周辺区域につきましては、市街化調整区域でございます。今回の立地適正化計画につきましては、市街化区域内、拠点周辺に誘導していくことが必要であり、それをどうやって進めていったらよいかというような計画でございます。一方で、白岡中学校周辺の土地利用の検討というものも地元の方でされているということも存じております。ですので、計画の性格として、市街化調整区域の開発については、立地適正化計画の中ではあまり言えることはなく、来年度から都市計画マスタープランを検討してまいりますので、そちらの方で位置付けがなされるものと考えております。当然ながら総合振興計画の位置付けがなされていますので、総合振興計画に即して、その様な形になっていくものと思います。以上でございます。
C委員	わかりました。
真鍋会長	ありがとうございます。他にございますでしょうか。
D委員	色々と策定させていただいて、大変だったと思います。ありがとうございます。この中で、「これは白岡独自、他のまちとは白岡はここが違うんだ」というのがもしありましたら、教えていただきたいと思います。
真鍋会長	ありがとうございます。事務局からございますか。

吉野主査	<p>事務局の方から御説明させていただきます。立地適正化計画とは別のプロジェクトになりますが、埼玉県で「埼玉版スーパーシティプロジェクト」というのを進めているところでございます。その中で白岡市においては、新白岡駅周辺地域において、「エリアマネジメントによるまちづくり」ということで、そちらの方をプロジェクトの中に取り入れさせていただいております。こちらの誘導施策の中でも、都市機能誘導の施策といたしまして、75ページでございますけれども、「多世代が集い、巡り楽しめる都市空間の形成にEする施策」の「新白岡駅周辺地域における地域が主体となった賑わいづくり」ということで、こちらに「エリアマネジメントによるまちづくりの検討」ということで入れさせていただいております。そちらの方は、他の市ではなかなかない取組かと思っておりますので、白岡市としてはこういったところを特徴付けて、施策を推進していきたいと考えております。</p>
真鍋会長	<p>いかがでしょうか。</p>
D委員	<p>ありがとうございます。</p>
真鍋会長	<p>私もいくつか立地適正化計画を見てきておりますが、エリマネ組織の活動と合わせて誘導施策をかけるというのはなかなかユニークかと思えます。白岡市独自とはなかなか言いづらいのですが、居住誘導の所が実は洪水浸水想定区域と重なっている所を防災の機能の施策と合わせて、浸水するのだけでも居住誘導区域内ですよと書かれているのも、唯一ということではございませんが、なかなか先進的な取組みかと思う部分ではございます。</p> <p>ありがとうございます、他にいかがでしょうか。</p>
E委員	<p>25ページなのですが、さきほどパブリックコメントの意見の中で「〇〇すべき施設」というのを修正したというお話がありましたが、25ページの真ん中の1番の「選定の考え方」の6行目に「担うべき地区」とあるのは、あえて残したということよろしいでしょうか。</p>
真鍋会長	<p>事務局お願いします。</p>
吉野主査	<p>事務局からお答えします。修正漏れでございました、すみません。御指摘ありがとうございます。修正させていただきます。</p>
真鍋会長	<p>ありがとうございます。他にございますでしょうか。</p>
F委員	<p>1ページです。先ほど指標の説明の中でもあったのですが、都市計画道路</p>

	<p>の整備率、その指標そのものではなく、指標の説明のところで、後半部分なのですが、ちょっと引っかかりました。「市が実施する都市計画道路の整備を進める」の表現なのですが、表現的に意味が重複している感じがします。「市が実施する」というのを入れなくてはいけないのか、整備を進めるのも市であるのであれば、意味が重複する気がします。</p> <p>それともう1つは最後の方ですが、歩道の整備率というところに着目するという、そういう意味なのですか。それをあえて歩道の整備というネットワーク的な考えで、要は歩行者空間としての進捗というか、そこに着目して、このようになっているのかどうか。その2点です。</p>
真鍋会長	ありがとうございます。お願いします。
吉野主査	<p>御説明させていただきます。はじめに、「市が実施する」というのをあえて入れているというところですが、都市計画道路というのは国が行うもの・県が行うもの・市が行うものと分かれておまして、こちらの都市計画道路については市が行うものという事で、「市が実施する」とあえて入れさせていただいております。ですので、白岡市内の都市計画道路ですと市が実施するもの以外に、例えば県道さいたま栗橋線や圏央道などは、国や県が行う都市計画道路もあるのですが、そういったものは除いて、あくまでも市が実施する都市計画道路という事で特化してこちらの方に入れさせていただいております。</p> <p>歩道の整備率はおっしゃるとおりで、歩道の整備が向上したかというところに着目して、こちらに指標は入れさせていただいております。よろしく願いいたします。</p>
F委員	確認ですが、いわゆる車の為の整備率というよりは、歩行者というところに着目した指標ということによろしいですか。
吉野主査	そうですね、なかなか歩道に特化した指標がない中で、都市計画道路のこの整備率を使わせていただいているということでございます。
F委員	わかりました。
真鍋会長	<p>ありがとうございます。今の説明ですと、ここで示している数字は、あくまでも都市計画道路の整備率であると。ただ目的の1つとして、歩道の整備率も知りたいので、そのために都市計画道路の整備率を指標として使っているという事ですね。指標の説明をもう少しそこが伝わるように書かれた方がよろしいかもしれません。</p> <p>それともう1点ですが、今の御質問を受けてですが、この都市計画道路の</p>

	<p>整備率というのは、市の中にある全ての都市計画道路の整備率という事でしょうか。あるいは説明いただいたように、県が整備すべき都市計画道路もあるのですが、それも分母分子に入った数字になりますか。それとも市が担当する都市計画道路のものだけの数字でしょうか。</p>
吉野主査	<p>こちらは県・国が整備すべき都市計画道路は分母に入っておらず、あくまでも市が整備するもののみ、対象としてこちらの整備率を出しております。</p>
真鍋会長	<p>ありがとうございます。一般に都市計画図を見ると、ここには市のもの県のもの区別しないで図が入っているので、このうちのいくつかなと思ってしまうので、説明的に「市が整備すべき都市計画道路の整備率」というような書き方がよろしいのではないのでしょうか。</p> <p>他にございますでしょうか。お願いいたします。</p>
G委員	<p>先ほど説明の中にあっただけですが、75ページの枠の2つ目の「主な取組」に「エリアマネジメントによるまちづくりの検討」となっているのですが、私はエリアマネジメントはもうやっているという認識でいるのですが、まだ検討段階なのですか。</p>
真鍋会長	<p>いかがでしょうか。</p>
吉野主査	<p>お答えさせていただきます。エリアマネジメントの1つの要件として、特定のエリア・区域において、組織された団体がエリアマネジメントしてゆくというのがありまして、今現在勉強会等は進めさせていただいておりますが、まだエリアマネジメントの団体の設立には至っていないので、こちらの「検討」という形にさせていただきます。</p>
真鍋会長	<p>よろしいでしょうか。ありがとうございます。他にございますでしょうか。では、以上でよろしいですか。ありがとうございました。</p> <p>私から1つ、この立地適正化計画が今回出来上がるという事で、1つコメントですね。</p> <p>国が進めておりますコンパクトプラスネットワークのまちづくりというのは、立地適正化計画による土地利用の有効と、もう1つは公共交通ネットワークの定義を2つの柱、両輪として進めようという事になっております。白岡市の場合は立地適正化計画と地域公共交通網形成計画を作る部署があいにく分かれてしまっているのが、この連携がなかなか難しいかと思うのですが、聞くところによりますと、公共交通の計画の方も進められているということですので、立地適正化計画の方も、都市計画の方の意見として、相互に連携を図るようお願いいたしますというようなことを、審議会からの意見</p>

	<p>として付けていただければと思います。可能でしょうか。</p>
千葉街づくり課長	<p>はい。可能でございます。</p>
真鍋会長	<p>よろしく申し上げます。</p> <p>では以上でこちらの諮問について最後に答申で、異議はございませんでしょうか。今ここで議論したことでよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
真鍋会長	<p>異議なしということで、ありがとうございます。</p>
千葉街づくり課長	<p>今御指摘いただいた意見で2、3修正点がありましたが、それを修正させていただいて、できれば修正については事務局と会長の確認で一任ということにさせていただければと思います。</p>
真鍋会長	<p>では今御意見をいただいた点は、大きな方向転換ではございませんので、事務局と会長の責任でもって確認して、異議なしということにさせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
真鍋会長	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>以上で本日の議事は全て終了いたしました。会の進行を事務局にお返ししたいと思います。お願いします。</p>
佐々木主幹	<p>真鍋議長、ありがとうございました。</p> <p>それでは次第の4「その他」に移ります。</p> <p>次回の都市計画審議会の日程についてでございます。次回は令和5年5月の開催を予定しております。詳細が決まりましたら開催の通知を送付いたしますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>以上をもちまして、令和4年度第5回白岡市都市計画審議会を閉会いたします。お疲れ様でした。</p>

議事の顛末・概要を記載し、その相違なきを称するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

会 長

委 員

委 員